



まいづる 市議会だより

Maizuru City Council News Letter

No. 198

令和7年(2025)
12月21日

臨時号

議会だよりはこのコード
からご覧いただけます。



令和7年 第1回臨時会のあらまし

●令和7年9月定例会において修正可決された令和7年度一般会計補正予算(第4号)に対する再議、また、同定例会において否決された令和7年度下水道事業会計補正予算(第2号)および損害賠償の額を定めることについて(静渓ポンプ場建設(第21-1)工事の工事請負契約の解除)を改めて審議

令和7年舞鶴市議会第1回臨時会は、10月15日から10月17日までの3日間開催されました。

9月定例会において、令和7年度一般会計補正予算(第4号)を修正可決したことに対して、市長から再議の請求があり、その審議のために開催された令和7年舞鶴市議会第1回臨時会では、まず、9月定例会と同じ議決(修正可決)とすることについて採決を行い、これを否決。続いて原案について審議し、賛成多数で本議案を原案のとおり可決しました。また、他の2議案についても審議した結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

静渓ポンプ場整備の損害賠償に関する審査の経過

静渓ポンプ場整備工事が発注者(舞鶴市)の都合により契約解除となったことに伴う損害賠償について、あらためて審査しましたので、その経過を説明します。

(10月9日)
補正予算の議決に対する再議請求

市長が、9月定例会での議決(補正予算を修正可決したこと)に異議があるとして再議請求

(10月14日)
臨時会を招集

市長が、補正予算の再議のほか、9月定例会で否決した損害賠償関連の2議案について改めて審議するための臨時会(令和7年舞鶴市議会第1回臨時会)を招集

(10月15日)
本会議における再議の結論(議決)

9月定例会と同じ議決(修正可決)とすることについて採決した結果、否決され、あらためて原案の審査をすることが決定

(10月16日)
議案を付託された委員会における結論

損害賠償関連の議案を付託された予算決算委員会及び静渓ポンプ場整備に関する調査等特別委員会においては、採決の結果、3議案とも賛成多数で「原案のとおり可決すべきもの」と決定

(10月17日)
本会議における結論(議決)

本会議における採決(議員全員による採決)の結果、3議案とも原案のとおり可決

予算決算委員会

Q 損害賠償に現場代理人の退職金が含まれているが、今回の契約解除と退職に因果関係が認められるとの認識で計上されているのか。

A 自己都合による退職であると思われるが、工事休止期間中における退職金分として認められる金額が計上されていることが確認できたため、損害賠償に含めることとした。

Q 退職金を損害賠償として認めることとした基本的な考え方は。

A 退職金の額を、工事期間中の日数で按分した退職金の一部であり、JV側と協議し、実際に支払われた額であることから、損害として計上するのが妥当と判断した。

Q 今回の損害賠償は、施工協議に基づいて実施された工事の費用で、実費精算と同じというような答弁をされてきたが、損害賠償としての予算計上である以上は、工事費ではなく損害賠償として適切なものであるかを確認する必要がある。この点を市はどうに考えているのか。

A 通常であれば、変更契約によつて工事費として支払うが、契約を解除したことによって、損害賠償として支払うことになったもの。損害賠償としての審査となることは十分承知しており、議会や市民の皆様に損害賠償として説明できるように、内容を精査した上で、国土交通省の基準やガイドラインに沿つて金額を積み上げている。

懲罰動議

令和7年第1回臨時会において議員発議し、可決した懲罰動議は次のとおりです。

今西克己議員に対する懲罰動議

今西克己議員は、令和7年舞鶴市議会9月定例会で議決した事務検査において提出された非公開資料について、舞鶴市役所庁舎内の指定された場所以外への持ち出しが禁止されていたにも関わらず、資料の一部が自宅で発見された。当該資料の取扱いは、予算決算委員会静浜ポンプ場整備に関する分科会において確認された取り決めがあり、指定された場所以外への持ち出しへ、この取り決めに違反するものである。

また、当該資料は、秘密会において使用した資料であり、舞鶴市議会会議規則第113条に規定する秘密の保持に対する違反と同等の行為である。

秘密保持に関する不適切な事案について

※本動議を受け懲罰特別委員会が設置され、そこでの協議を経て本会議において7日間の出席停止の懲罰が決定された。

令和7年9月定例会において、舞鶴市議会議員による秘密の保持に関する不適切な事案が2件発生しました。秘密の保持は議員として最も基本的な責務であるにもかかわらず、立て続けに未然に防ぐことができないかつたことにつきまして、議長としてその責任を重く受け止めています。

市民の皆様の信頼を著しく損なう事態となりましたことを、市議会を代表し、心より深くお詫び申し上げます。当該事態への対応としましては、舞鶴市議会として公開の場で、それぞれの議員を出席停止とする懲罰を科したところであります。

今後は、極めて厳正さを要する秘密の保持について再度認識を改め、二度とこのようなことが起ららないよう舞鶴市議会全体で取り組むことを誓約いたします。

令和7年10月17日

舞鶴市議会議長

肝付 隆治

【会派】鶴政…自民党鶴政クラブ議員団、新政…新政クラブ議員団、超党…超党・市民ファースト議員団、公明…公明党議員団、共産…日本共産党議員団 ☆舞鶴市議会の議員定数は25人です。

【議決結果】可…可決、修可…修正可決、否…否決、同…同意、不同…不同意、承…承認、認…認定、可認…認定及び可決、採…採択、不採…不採択
【賛否】○…賛成、×…反対、欠…欠席、退…退席、除…除斥、棄…棄権、停…出席停止

令和7年第1回臨時会での議案採決の結果は次のとおりです。この採決は、「押しボタン式投票」で行ったものです。
この結果は、舞鶴市議会のホームページでも公表しております。



議決をした日
10月15日
10月17日
10月17日
10月17日
10月15日

※令和7年度舞鶴市一般会計補正予算(第4号)の再議については、

「さきの議決(10月7日の修正可決との議決)のとおり決すること」に対する賛否の投票。
特別多数議決の場合は、議長も投票。



当が支給されていること、記載のなかつた退職手当、当初の説明資料に容が異なつていた。また、最初の説明資料に記載のなかつた退職手当が支給されていること



全議案に反対する。
9月定例会に提出された損害賠償額の議案資料を確認し、施工協議により実施した工事等の未払いについて、経費や費用の内訳と支払金額が詳細に示されず、委員会審査に支障を來した。やむなく秘密会の審査で、工事中の現場経費や社員等従業員給与の中で、給与総額と異なり、市側の答弁も曖昧で都度答弁内容が異なつていた。ま

討論 不適切支払いに対し説明と答弁に不信感

新政クラブ議員団
眞下 隆史

とも判明した。退職金は、間接的損害として損害賠償の支給対象にはならないと判断し、税金から支払うことは市民の納得が得られないと考える。さらに、後から提出された資料で、社会保険料も支払われていたことが判明

した。審査中に副市長から市側の説明・答弁に対する謝罪があつた対応をみても、疑問が残る支払いの一部を認めることで、不適切な支払いを議会が容認したことと捉えられないよう

全議案に賛成する。
臨時会での市の説明に対する検討を重ねたのは、損害賠償に対する特例要件をどこまで認めるかであった。経費の積み上げに疑問があることや、交渉の過程が確認できていないなどの理由により安易に認定できないとする意見があつた。しかし、本件は、市の計画変更によって契約を解除したことや、6600万円もの工事費用を業者が負担し、契約解除から一年半も経過していること。業者と市との

討論 損害賠償の経費として認定する

自民党鶴政クラブ議員団
南 正弘

信頼関係や市内業者の不信心を排除することに加え、損害賠償の協議の結果、市の工事費試算より約620万円も減額していることなど、総合的に検討した結果、特例として認めざるを得ないのでないかとの結論に至った。市の執行機関に対して、議案審査、事業者JVへの支払い等が遅くなつた原因について、強く責任を求め、総合的に判断した結果、損害賠償の経費として認定できるものと判断し、全議案に賛成とする。

が確認できていないなどの理由により安易に認定できないとする意見があつた。しかし、本件は、市の計画変更によって契約を解除したことや、6600万円もの工事費用を業者が負担し、契約解除から一年半も経過していること。業者と市との

議案の採決結果

(令和7年第1回臨時会) 会期:10月15日~10月17日

議案名等	議員名等(会派内は五十音順)	出席者数(議長を除く)	投票者総数	議決結果			尾関善之 鶴政
				賛成	反対	棄権	
市長提出議案	令和7年度舞鶴市一般会計補正予算(第4号)の再議 ※特別多数議決(可決には出席議員の3分の2以上の賛成が必要)	24	24	12	12	0	否 ○ ○
	令和7年度舞鶴市一般会計補正予算(第4号)	23	23	18	5	0	可 ○ ○
	令和7年度舞鶴市下水道事業会計補正予算(第2号)	23	23	18	5	0	可 ○ ○
	損害賠償の額を定めることについて(静浜ポンプ場建設(第21-1)工事の工事請負契約の解除)	23	23	18	5	0	可 ○ ○
動議	今西克己議員に対する懲罰動議	23	23	23	0	0	可 ○ ○

再議
とは

市長が、議会の議決に異議がある場合に、議会に対して審議のやり直しを求める制度です。

再議に付された議決は、過半数ではなく、議長も含めた出席議員の3分の2以上が、その議決結果に賛成した場合に確定します。賛成者が3分の2に満たなかった場合は、改めて原案を審議します。

討論

令和7年10月17日の最終本会議において、提案された議案に対して討論をしました。

雨水処理事業費は、舞鶴市と受注業者の施 工協議に基づき実施し た工事や経費について、未払いとなつて いる工事費を支払うものであ る。先に契約を解除し ていることから、損害 賠償の中で、すでに受 注業者において施工し ていただいた分を支払 うもので、早期の支払 いが必要であると認識 している。その上で、前回行われた分科会の 秘密会において詳細を 確認し、その妥当性も 理解したところである。



雨水処理事業費は、舞鶴市と受注業者の施工協議に基づき実施した工事や経費について、未払いとなつていて工事費を支払うものである。先に契約を解除していることから、損害賠償の中でも、すでに受注業者こちらで施工して適当であると判断する。先の予算決算委員会においても多くの質疑があつたが、この内容を覆すものではない。また、当該損害賠償に係る支払いを速やかに実施されることは必要であると判断し、賛成討論とする。

そのため、令和6年度に任意解除権に基づき契約解除したことから損害賠償のうち、逸失利益分を除く施工協議により実施した未払いの工事費分を追加計上するもの。提出された資料を厳正に審査した結果、妥当と判断した。

全議案に賛成する。提案された3議案はいずれも、静浜ポンプ場建設工事の工事請負契約解除に関するもので、当該土木工事においては、令和3年度の発注後、増額変更を繰り返すのみで工事の進展が止まっていること。延長されれば、法人の資金繰りや今後の事業継続など会社への影響も懸念される。損害賠償額の問題をこれ以上長引かせることは議会の判断として適切でないと判断し、賛成する。

討論

公明党議員団
杉島久敏

工事費の総額として適當

討論

日本共産党議員団
伊用悦子

A medium shot of a man with dark hair and glasses, wearing a dark suit jacket over a white shirt. He is standing at a podium with a microphone, looking slightly down and to his left as if speaking. In the background, there is a wooden paneling and a nameplate on a stand that reads "議長" (Chairman).

令和7年度一般会計
正予算第4号、令和
年度下水道事業会計
償の額を定めること
について（静浜ポンプ
場建設（第21-1）工事
請負契約の解

討論

超党・市民ファースト議員団

除)の全ての議案に賛成する。静浜ポンプ場に係る損害賠償は、国土交通省の工事休止期間中の支払いを定めたガイドラインを基に算出された金額であると何度もご説明いただいた。本来であれば変更契約にて速やかに支払うべき金額であったも

費は、実質的損害に昭らしたさまざまな理由を根拠に認められていて、当然、損害金額の支払い義務が発生していることから、適正な損害賠償額として認め速やかに支払われるよう求め、賛成する。

のが、任意解除により損害賠償として支払われることとなり、会社経営に関わる経費ではなく、現場に直接関係し、実質損害が発生している経費である。工事中止期間に発生している現場管理経費を含めた実質工事に係る経